

第7回農業委員会定例会(シナリオ)	
午前10時00分	
1 日 時	令和7年8月29日(金)
午前11時00分	
2 場 所	竹原市役所3階 大会議室
3 出席農業委員	1 宮崎委員、2 祐本委員、3 井上委員、 5 赤坂委員、6 土居委員、7 石本委員
欠席農業委員	4 渡橋委員
推進委員	原 一馬推進委員、大藤推進委員、増田推進委員、 田中推進委員、岡田推進委員、土居推進委員、須賀推進委員、 原 潤子推進委員、大木推進委員、亀田推進委員、片田推進委員、 佐伯推進委員
欠席推進委員	建山推進委員
4 説明員	松岡事務局長、南谷係長、上谷主任、小川主事
5 審議案件	議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第33号 農地法第5条の規定による許可を受けた農地における事業計画 変更承認申請について 議案第34号 非農地承認申請について 報告第14号 利用権(農地利用集積計画)の解約について 報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和7年第8回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、5番赤坂委員を指名いたします。 なお、本日の欠席は、4番渡橋委員と建山推進委員です。 それでは、日程第1、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 1番の申請地は、仁賀町〇〇、〇〇、仁賀町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の計13筆、地目は田12筆と畑1筆、面積は計4,429㎡です。 申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画は、水稻、白ネギ、梅、季節野菜を作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居民喜委員から補足説明をお願いします。
土居民喜 委員	申請地は、梅王館から南西へ約670m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第2、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 2 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、竹原町〇〇（仮換地〇〇）の 1 筆、地目は田、面積は 477 m²、仮換地後の面積は 149.95 m²です。 自己住宅の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。 申請地は、竹原市役所から北へ約 700m 付近にあります。 当該農地は令和 7 年 1 月 30 日付総会で転用許可済であります。区画整理にかかる仮換地に当たるため、換地処分が完了するまでは登記地目は農地のままになります。この度、土地を購入した譲受人に所有権を移転するため、再度、申請が提出されました。 以前の現地確認により、耕作されていないことは確認済みであり、住宅が完成済であることも事務局で確認済のため、現地確認は省略しております。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可を受けた農地における事業計画変更承認申請について」を議題といたします。1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 4～6 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、忠海長浜〇〇、〇〇の計 2 筆、地目はいずれも畑、面積は計 161 m²です。申請地は、JR 安芸長浜駅から南東へ約 120m 付近にあります。 火力発電所の関係者駐車場の用途で利用することに伴い、賃借権を設定するものです。 本件は、平成 27 年 1 月 16 日付け指令竹農委第 5 号で一時転用許可を受けた土地について、転用期間の延長を希望するものです。火力発電所の旧 1・2 号機の解体工事及び新 1・3 号機の定期点検工事の関係者駐車場として利用するため、令和 12 年 9 月末まで期間延長を希望しております。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第4、議案第34号 「非農地承認申請について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4ページ、参考資料の7ページをご覧ください。 1番の申請地は、福田町〇〇、〇〇、〇〇の計3筆、地目はいずれも畑、面積は1,013 m ² です。 申請地は福田会館から北東へ約480m付近の山中にあります。 昭和47年から非耕作状態であり、現在は周囲の山林と一体化しています。 山中にあり現地確認が困難なため、航空写真により山林であることを確認しました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4ページ、参考資料の7ページをご覧ください。 2番の申請地は、福田町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の計7筆、地目はいずれも畑、面積は1,077 m ² です。 申請地は福田会館から北東へ約773m付近の山中にあります。 昭和47年から非耕作状態であり、現在は周囲の山林と一体化しています。 山中にあり現地確認が困難なため、航空写真により山林であることを確認しました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。

	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5ページ、参考資料の8ページをご覧ください。 3番の申請地は、西野町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、 〇〇の計9筆、地目はいずれも田、面積は計2,639.58㎡です。 昭和58年の〇〇より駐車場及び水路として使用されています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った増田推進委員から補足説明をお願いします。
増田 推進委員	申請地は、荘野小学校から西へ約390m付近にあります。 現地確認時、駐車場及び水路として利用されていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして4番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5ページ、参考資料の9～10ページをご覧ください。 4番の申請地は、仁賀町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の計5筆、地目は田4 筆と畑1筆、面積は計1,418㎡です。 長期間、農地として利用しておらず、現況は山林と化しています。説明は以上 です。
議 長	現地確認を行った土居民喜委員から補足説明をお願いします。
土居民喜 委員	申請地は、梅王館から南西へ約800m付近にあります。 現地確認時、現況は山林でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)

議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして5番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5ページ、参考資料の11ページをご覧ください。 5番の申請地は、福田町〇〇の1筆、地目は畑、面積は95㎡です。 昭和45年に自己住宅を新築し、以降は農地として利用していません。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。
片田 推進委員	申請地は、JR大乗駅から南東へ約670m付近にあります。 現地確認時、宅地として利用されていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 続きまして、次に日程第5、報告第14号「利用権（農用地利用集積計画）の解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の6ページ、参考資料12ページをご覧ください。 農業委員会に解約の届出のあった件数、筆数、面積等について報告いたします。 件数は1件、筆数は田が1筆、面積は計1,326㎡、対象人員は貸し手が1人、借り手が1人の解約届出がありました。 借主及び貸主の両名から令和7年6月25日に合意解約した旨の通知が令和7年8月5日にありました。詳細につきましては、参考資料の9ページをご確認ください。説明は以上です。
議 長	次に日程第6、報告第15号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 7 ページ、参考資料の 13～15 ページをご覧ください。 令和 7 年 7 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。件数は 9 件、筆数は田 9 筆、畑 30 筆の計 39 筆、面積は計 14,349.6 m²の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の 13～15 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	(一般報告や協議事項等)
議 長	以上をもちまして、令和 7 年第 8 回竹原市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 8 月 2 9 日

議 長 祐本 征武

署名委員 赤坂 佳折